

告示

埼玉県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
岸町2丁目 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目 2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目 3	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
仙波町4丁目 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
仙波町4丁目 2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ原団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上広瀬 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

	上広瀬 2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
	旭グリーンハイツ	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
霞ヶ関		平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
岸町2丁目 1	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岸町2丁目 3	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
仙波町4丁目 2	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岸町2丁目	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>所及び川越市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び川越市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上ノ原団地</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上広瀬 1</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上広瀬 2</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>旭グリーンハイツ</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>霞ヶ関</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>